

議第249号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成27年11月27日提出

京都市長 門川大作

相手方	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町1番地 株式会社松月
事件の種類	都市公園の不法占有に係る使用料相当額の金員の支払の請求
事件の内容	<p>相手方株式会社松月は、円山公園において、都市公園法の規定に基づく公園施設の設置の許可を受けた者であるが、当該許可を受けた期間が満了したにもかかわらず、同公園の一部（以下「本件土地」という。）を不法に占有している。また、相手方は、権原がないにもかかわらず、本件土地を自己の用に供し、相手方株式会社松月と共に、不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方らに対し、不法占有に係る使用料相当額の金員の支払を請求したが、相手方らは、これに応じようとしない。</p> <p>そこで、相手方らに対し、当該金員の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p> <p>なお、本件の訴えの係属中に金額が確定した不法占有に係る使用料相当額の金員については、その支払の請求を本件の訴えに追加することとする。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。